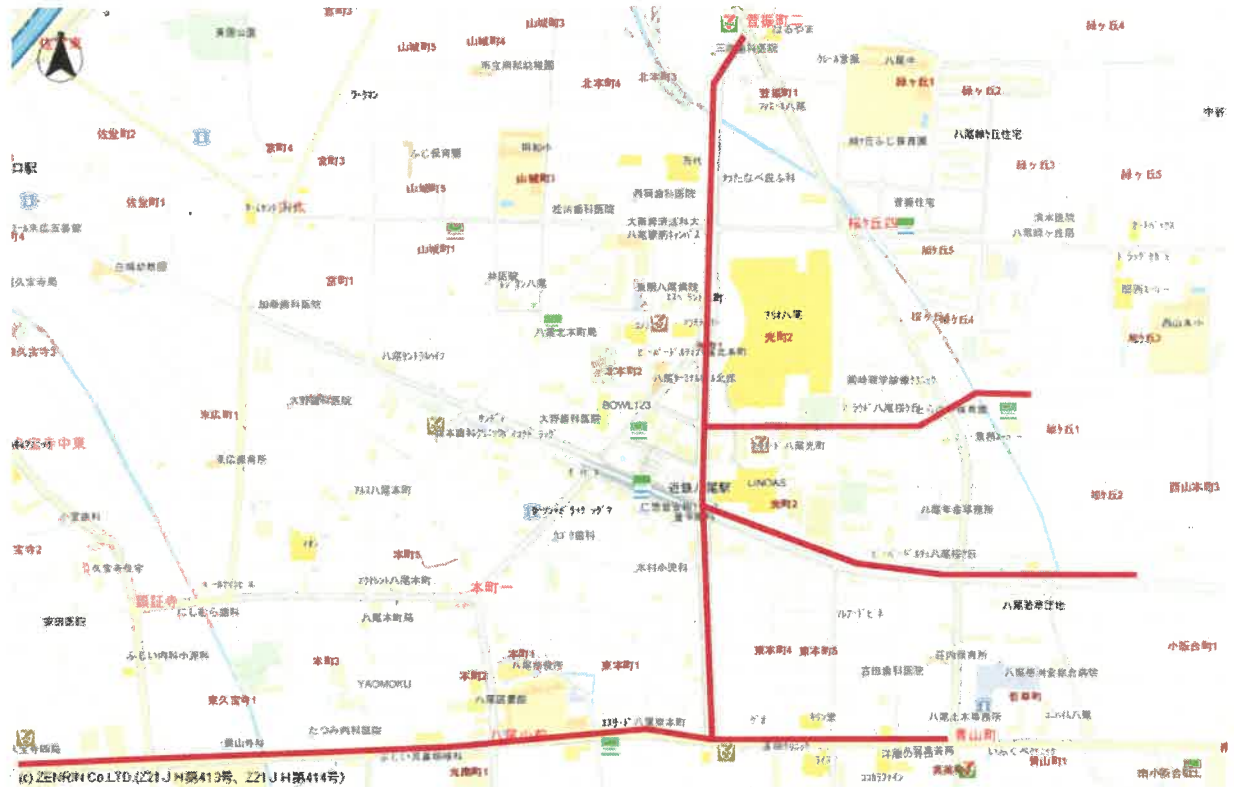


～八尾警察署からのお知らせ～

自転車歩道通行可規制の解除について



上記場所の自転車歩道通行可規制を解除しますので、
自転車利用者は原則車道を通行してください。

(例外)

【道路交通法 63 条の 4 第 1 項】

- 児童・幼児、70 歳以上の者または車道通行に支障がある身体障がい者であるとき
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



八尾警察署 交通課交通規制係
072-992-1234 (内線421)